

瀬戸市公平委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 13 日

瀬戸市公平委員会委員長 小池雄三

瀬戸市公平委員会規則第 3 号

瀬戸市公平委員会の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市公平委員会の事務に属する行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 19 年瀬戸市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表	別表
条例等の名称	該当条項
瀬戸市情報公開条例 （平成 12 年瀬戸市条例第 5 号）	第 6 条第 1 項 <u>（平成 12 年瀬戸市条例第 5 号）</u>
	瀬戸市個人情報保護条例 （平成 5 年瀬戸市条例第 25 号）
	第 16 条第 1 項、第 29 項及び第 36 条第 1 項

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に行われた改正前の別表に規定する申請等に係る手続等については、なお従前の例による。